

松江国道事務所X（旧ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、松江国道事務所が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式Xアカウントの運用は、松江国道事務所が管理する山陰道・国道9号・国道54号における事故情報や防災情報のほか、道路に関する情報を道路利用者・沿道住民等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) X : ユーザーが「ポスト」（140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式X : 松江国道事務所が設置・運営するXユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント : Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ポスト : Xに投稿する文章のこと
- (5) 公式ポスト : 公式Xから投稿するポストのこと
- (6) フォロー : 他のユーザーのXを自動受信するように設定すること
- (7) リプライ : Xを使っているユーザーからのポストに返信すること
- (8) リポスト : Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること。

4. 運用方法

公式Xの運営主体は松江国道事務所、アカウントの管理は計画課（以下「担当課」という。）とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

事故時、災害時において発表する気象予報、通行止め情報その他道路に関する情報等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

松江国道事務所管内の山陰道、国道9号、国道54号

- イ) 松江国道事務所の実施する道路事業に関する情報
 - ロ) 松江国道事務所の実施する地域交通施策に関する情報
 - ハ) 交通事故・災害発生時・気象事象等による道路交通状況、ドライバーへの注意喚起等、円滑な道路利用に必要な情報
 - 二) 松江国道事務所管理区間外の道路（NEXCO、他事務所等の管理する道路等）についての道路利用に必要な交通事故・災害発生時・気象事象等による道路規制情報
 - ホ) 松江国道事務所が主催・協賛し、一般参加が可能な講演会・イベント等の情報
 - ヘ) 松江国道事務所が必要と判断した行政情報及び該当記事等のリンク先 URL
 - ト) その他松江国道事務所管内における地域住民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報
 - チ) 上記イ)～ト) に関して松江国道事務所が記者発表した内容
- (2) 発信にあたっての留意点
- ア) 誤解を与えない、分かりやすい簡潔な情報発信に努めること。
 - イ) 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。
 - ウ) 公式アカウントを業務目的以外で使用してはならない。
 - エ) 個人情報、基本的人権、著作権等を侵害しないよう十分注意すること。
- (3) 発信手順
- ① 担当課以外の課（以下「所管課」という。）は、4. (1) に該当する情報の発信を希望する場合、以下のとおり担当課に発信を依頼できる。
 - ア) 所管課は、別紙様式を使用してポスト文を作成し、所管課長の確認を経た上、担当課に送付する。
 - イ) 所管課は、ポスト文を作成する上で、4. (2) の留意点に十分注意すること。
 - ウ) 担当課は、所管課より送付を受けた場合、担当課長等の確認を経た上で、速やかに発信するものとする。
 - ② 担当課は、4. (1) に該当する情報を担当課長等の確認を経た上で、適宜発信することができる。
- (4) 他アカウントのフォロー等
- 公式Xのアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リポストは行わない。公共機関もしくは、公共機関に準ずる機関が4. (1) に該当するポストを行っている場合は、フォローやリポストを行うことがある。

(5) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式Xのプロフィールに松江国道事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、Xのユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(6) 利用の促進

利用者が松江国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」の登録を検討する。

(7) Xに記載するリンク先

Xに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、松江国道事務所のウェブサイトとする。

(8) 状況の監視

運用するX画面の状況について、異常がないか適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は松江国道事務所のウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式Xにより周知する。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。

公式Xについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。

平成28年 9月20日 施行
平成30年 2月 5日 改訂
令和 6年 7月30日 改訂